

地第 08012 号  
香南市営バス運行委託業務

実施仕様書（案）

香南市 地域支援課

1. 趣旨	1
2. 事業運営に関する基本方針	1
3. 委託業務の概要	1
(1) 名称	
(2) 実施主体	
(3) 履行期間	
(4) 運行方法	
(5) 資格要件	
(6) 運行路線	
(7) バス車両別仕業表	
(8) 運行車両	
(9) 運賃等	
4. 委託業務内容及び管理基準	3
(1) バスの運転業務	
(2) 運行管理業務	
(3) 車両の整備管理業務	
(4) 運賃の徴収業務	
(5) 運賃の納付業務	
(6) 乗務記録に関する業務	
(7) 事故時等緊急時の対応	
(8) その他運行に直接必要な業務	
(9) 運転手の研修等	
(10) 運行開始までの乗務員等に対する研修	
5. 保険及び損害賠償	5
(1) 保険について	
(2) 損害賠償について	
6. 委託料	6
(1) 委託料に含まれる経費	
(2) 委託料に含まない経費	
(3) 委託料の支払い	
(4) その他	
7. 運行に必要な施設等	7
8. 法令等の遵守	7
9. その他協議事項	7
別表	8

## 1. 趣旨

本仕様書は、香南市営バス運行業務の委託内容及び履行方法(以下「委託業務」という。)について定める。

## 2. 事業運営に関する基本方針

香南市(以下「委託者」という。)は、交通の不便な地域における市民の日常生活の利便増進及び児童・生徒の遠距離通学の負担軽減を図るため、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条の規定に基づく香南市営バス及びスクールバス(以下「バス」という。)の運行を行うものとする。

受託者は、次に掲げる基本方針に従って委託業務を行うこととする。

- ① 運行計画に基づきバスの運行及び管理上、関係法令等を遵守し安全運行に万全を期すこと。
- ② 常に善良な管理者の注意を持って運賃取扱い等の業務の管理を行うこと。
- ③ バスの利用者については、平等かつ公平な取り扱いをすること。
- ④ 利用者の意見等については、管理運営への反映に努めるなど、バスを利用しやすくなるようサービス水準の維持、向上に努めること。
- ⑤ 効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- ⑥ 個人情報適切に保護されること。

## 3. 委託業務の概要

### (1) 名称

香南市営バス運行委託業務

### (2) 実施主体

香南市

### (3) 履行期間

令和8年9月1日から令和11年9月30日まで

### (4) 運行方法

道路運送法第78条の規定に基づく自家用有償旅客運送

### (5) 資格要件

令和8年9月1日現在、道路運送法に規定する許可等を有すること。

### (6) 運行路線

令和8年9月1日から同年9月30日までは「別紙1」のとおり

令和8年10月1日から令和11年9月30日までは「別紙2」のとおり

### (7) バス車両別仕業表

令和8年9月1日から同年9月30日までは「別紙3」のとおり

令和8年10月1日から令和11年9月30日までは「別紙4」のとおり

### (8) 運行車両

「別紙5」のとおり

(9) 運賃等

- ① 令和8年9月1日から同年9月30日までの運賃は別表のとおりとする。  
② 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの運賃は次のとおりとする。

運賃の種類		運賃【単位：円】
運賃	片道	100

- ③ 運賃の割引等については、①、②どちらの期間においても次のとおりとする。

ア 18歳未満の者及び18歳以上の者であって学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、特別支援学校の高等部及び高等専門学校に在籍するものは、無料とする。

イ この運賃は、道路運送法第79条の規定により、自家用自動車の有償運送の登録を受けて旅客を運送する場合に適用する。

ウ 運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

エ 次のアからカまでのいずれかに該当する者については、運賃を半額にすることができる。

(ア) 身体障害者に対する割引は、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人(介護が必要と認めた場合に限る。)に適用する。

(イ) 児童福祉法の適用を受ける者の付添人に対する割引は、児童福祉法第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者の付添人(付添いが必要と認めた場合に限る。)に適用する。

(ウ) 知的障害者に対する割引は、知的障害者療育手帳の交付を受けている者及びその介護人(介護が必要と認めた場合に限る。)に適用する。

(エ) 精神障害者に対する割引は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人(介護が必要と認めた場合に限る。)に適用する。

(オ) 高齢者に対する割引は、香南市在住の満75歳以上の者に適用する。

(カ) 免許返納者に対する割引は、有効期間内の全ての運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書等の交付を受けた香南市在住の満65歳以上の者に適用する。

オ 運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車について重複して運賃の割引をしない。

#### 4. 委託業務内容及び管理基準

##### (1) バスの運転業務

- ① 安全運転に徹すること。
- ② バス運転者は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する大型第二種免許所持者(その効力が停止されていない者)又は第一種運転免許を持っており、かつ、国土交通大臣が認定する市町村運営有償運送等運転者講習を修了している者で、正社員(雇用を限定していない労働契約を会社と結んでいる従業員)及び契約社員(ただし、1年以上の雇用期間の労働契約を会社と結んでいる従業員)とする。

※運行開始までに運転者を確保し、運転免許証の写し等、自家用有償旅客運送の登録に必要な書類を委託者に提出すること。

##### (2) 運行管理業務

道路運送法施行規則(昭和 26 年省令第 75 号)第 51 条の 17 第 1 項に規定する運行管理の責任者を 1 名選任し、次の業務を行うものとする。

- ① バスを運転する要件を備えない者にバスを運転させないこと。
- ② バス運転者が死者又は負傷者が生じる事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年省令第 44 号)第 38 条第 2 項に規定する適正診断を受けさせること。
- ③ 道路運送法施行規則第 51 条の 22 第 1 項の規定により、バス運転者に対し、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、バスの運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、その記録を保存すること。なお、運転者に対する安全な運行のための確認、指示は対面により確実に実施すること。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行するもの(資格要件不問)を定め、適切な運行管理の実施を確保すること。
- ④ バス運転者に対し、道路運送法施行規則第 51 条の 22 第 4 項の規定により乗務記録を作成させ、その記録を保存すること。
- ⑤ 道路運送法施行規則第 51 条の 23 第 1 項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
- ⑥ 道路運送法施行規則第 51 条の 25 第 2 項の規定により事故の記録を作成し、その記録を保存すること。
- ⑦ その他バスの運行の安全を確保するために必要な業務

※道路運送法施行規則第 51 条の 17 第 1 項に規定する「運行管理の責任者」について次の資格要件のいずれかを満たすこと。

ア 道路運送法第 23 条第 1 項に規定する「運行管理者資格者証」の交付を受けている者

イ 旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 12 に規定する「運行管理者試験」の受験資格を有する者

ウ 道路交通法施行規則(昭和 35 年府令第 60 号)第 9 条の 9 第 1 項に規定する「安全運転管理者」の要件を備える者

エ 国土交通大臣がイ又はウに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者

(3) 車両の整備管理業務

道路運送法施行規則第 51 条の 24 に規定する整備管理の責任者(運転手と兼務可)を選任し、次の業務が適切に行われるよう整備管理の体制の整備を行うものとする。

① 日常点検、整備及び修理、法定点検整備、タイヤ等の交換、燃料の補給、清掃、消耗品・備品の購入管理等

② 日常点検は必ず運行前点検表(委託者指定様式)に従って行い、点検結果を運行管理者へ報告すること。不具合箇所が発覚した車両で運行を行わないこと。

(4) 運賃の徴収業務

① 「3. 委託業務の概要の(9)運賃等」で定める額を徴収するものとし、両替が必要な場合に備え、両替用現金を用意しておくこと。

② 定期乗車券提示があった場合は、特に有効期間を確認すること。

③ 回数乗車券による支払いに際しては、委託者の発行する回数乗車券であることを確認し、券面額が運賃額に満たない場合は、不足額を現金で徴収すること。また、券面額が運賃額を超える場合の差額支払いは行わないものとする。

④ その他、割引の対象となる書類の提示があった場合は、割引後の運賃を徴収すること。

(5) 運賃の納付業務

① 令和 8 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までに収受した運賃は、毎月 10 日、20 日、末日(金融機関が休日の場合はその翌営業日)に指定金融機関等に納付すること。

② 令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までに収受した運賃は、毎月末日(末日が金・土・日・祝の場合はその翌営業日。ただし、納付日として金曜日は除外する。)に委託者に納付すること。

(6) 乗務記録に関する業務

運行日誌及び点呼簿(委託者指定様式)を記録し、毎月月末に取りまとめを行い、その翌月に委託者に提出すること。また、乗降者数については、車載システム端末にて入力作業を行うこと。

(7) 事故時等緊急時の対応

① 万が一事故が発生した場合の処理は、受託者が責任を持って適切かつ迅速に行うこと。

② 旅客の安全と利便を確保するための方策に関して、最低限次に示す内容について明記した対応マニュアル等を整備し対応すること。

ア 事故等対応(緊急連絡体制、事故処理体制)

イ 災害発生時等緊急時の対応

(8) その他運行に直接必要な業務

① 予約式運行区間に関する受付及び手配を行うこと。

② 委託者及び教育機関からの運行に関する指示に適切に対応すること。

③ 委託者の求めに応じ、バス運行に関する調査や運行見直し業務に協力すること。

④ 委託期間内においてバス運行ダイヤの改正を行った場合は、それに従うこと。

## (9) 運転手の研修等

- ① 登録運転手に対して、安全運行に対する意識の向上を図る研修を年1回以上実施すること。
- ② 子ども、高齢者、障害者等の安全に特に配慮すること。
- ③ 利用者に対するあいさつ、礼儀正しい対応を行い、気持ちよく利用してもらうための接遇に配慮すること。
- ④ 日常の苦情に適切に対応すること。
- ⑤ 車内の忘れ物について適切に対応すること。
- ⑥ 制服もしくはそれに準ずるものを着用すること。制服等については、受託者で用意すること。

## (10) 運行開始までの乗務員等に対する研修

- ① 運行開始までに運行路線や運行ダイヤ、その他運行に必要な情報の把握、路線運行の試験走行等を実施し、業務に支障が生じないよう万全の体制を取ること。
- ② 業務開始までの乗務員等に対する研修や準備に係る初期経費については、受託者の負担(バス車両とその燃料費は除く)において実施すること。

## 5. 保険及び損害賠償

### (1) 保険について

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償責任保険及び民間会社等が行う自動車損害賠償の上積み保険(任意保険)は、予備車も含め委託業務で使用する運行車両全てについて委託者が加入する。

※委託者が加入する保険の条件・損害賠償限度額等は次のとおりとする。

担保種目	対人賠償	対物賠償	人身傷害	車両賠償
損害賠償限度額	無制限	無制限 (免責5万円)	1名につき10,000万円 (バス1事故倍数=乗車定員)	時価

### (2) 損害賠償について

- ① 受託者は、業務の実施中に、受託者の責めに帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。ただし、委託業務上発生した交通事故により生じた損害賠償については、委託者が加入する自動車損害賠償責任保険及び民間保険会社等が行う自動車損害賠償の任意保険で対応するものとし、任意保険にかかる免責金額及び保険で対応できないものについては、受託者が負担するものとする。
- ② ①に関して、受託者の故意、重過失又は著しい過失によって生じたバス車両の損害については、受託者がその損害を賠償するものとする。賠償額については委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- ③ 保険での対応によって委託者に損害が生じたときや、保険で対応できないものについて委託者が第三者等に損害賠償を行ったときは、委託者は当該損害額を受託者に求償できるものとする。
- ④ その他損害賠償について疑義が生じたときは、その都度委託者と受託者が協議して定めるものとする。

## 6. 委託料

委託料は、令和8年9月1日から令和11年9月30日までの運行について受託者からの提案に基づく見積書を基本とする。

### (1) 委託料に含まれる経費

#### ① 人件費

運転手、その他安全な運行のために必要な者の人件費(この仕様書及び「別紙1～4」を考慮の上、労働基準法(昭和22年法律第49号)等、各種関係法令・規則を遵守できる運行体制に必要な人数。)

#### ② 福利費

(1)の人件費に関わる法定福利費

#### ③ 修繕費

ア 法定定期点検及び法定車両検査時の費用(ただし、自動車重量税、自動車検査登録印紙代、自動車損害賠償責任保険料は市が負担)

イ 委託期間内に交換等が必要とされるものにかかる経費

(ベルト、バッテリー、ブレーキパッド、トランスミッション、ワイパー類等。ただし、エンジンオイル、エレメント及びタイヤは含まないこと。)

#### ④ オイル代(エレメント含む。)、タイヤ代

#### ⑤ 諸経費

運転手の健康診断や講習費等、①～④以外で業務遂行にかかる費用

### (2) 委託料に含まない経費(市が負担する経費)

#### ① 運行車両の確保

#### ② 車両保管場所の確保

#### ③ 自動車重量税、自動車検査登録印紙代、自動車損害賠償責任保険料

#### ④ 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険及び民間会社等が行う自動車損害賠償の上積み保険(任意保険)料

#### ⑤ 燃料費(アドブルーを含む。)

### (3) 委託料の支払い

請求方法や支払時期は市と受託者との契約の上定める。

### (4) その他

① 消費税法(昭和63年法律第108号)の改正により税率が変動した場合、改正以降に係る委託料については、変動後の税率により計算するものとする。

② 運行路線の見直しやその他事由により、路線の増減、運行体制の変更等、委託業務内容に変更が生じる場合は、その都度別途協議する。

## 7. 運行に必要な施設等

- ① 車両の保管場所は委託者が確保する。
- ② 事務所及び休憩仮眠施設は香南市内に受託者が準備するものとする。休憩に要する回送運行は休憩時間内及び業務に支障がない範囲内において行ってよいものとする。ただし、履行期間内に委託者が休憩仮眠施設を整備した場合は、その施設を使用してよいものとする。
- ③ その他業務に必要な備品等は受託者が準備するものとする。

## 8. 法令等の遵守

バスの運行管理に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- ① 道路運送法及び道路運送法施行令(昭和 26 年政令第 250 号)
- ② 道路交通法及び道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)
- ③ 香南市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例(平成 19 年条例第 3 号)及び香南市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 19 年規則第 4 号)
- ④ その他関係法令

## 9. その他協議事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の内容の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

別表（3.（9）関係）

令和8年9月1日から同年9月30日までの運賃

路線名称	使用料（単位：円）																																																				
のいち・かがみ線、のいち中部循環線 のいち東部循環線、のいち北部循環線 山南・徳王子線、西川線 土居・赤岡線、のいち動物公園線	(全区間) 100																																																				
吉川・下井線 吉川・横井線	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td>夜須駅</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>保健センター</td><td>100</td></tr> <tr><td></td><td>のいち駅</td><td>100</td><td>200</td></tr> </table>				夜須駅			保健センター	100		のいち駅	100	200																																								
			夜須駅																																																		
		保健センター	100																																																		
	のいち駅	100	200																																																		
羽尾・細川線	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td>羽尾</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>国光</td><td>100</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>細川</td><td>200</td></tr> <tr><td></td><td>夜須川</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr><td>夜須駅</td><td>100</td><td>200</td><td>200</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>300</td></tr> </table>				羽尾			国光	100			細川	200		夜須川	100	100	夜須駅	100	200	200				300																												
			羽尾																																																		
		国光	100																																																		
		細川	200																																																		
	夜須川	100	100																																																		
夜須駅	100	200	200																																																		
			300																																																		
羽尾線	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td>羽尾</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>国光</td><td>100</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>夜須川</td><td>100</td></tr> <tr><td>夜須駅</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td></tr> </table>				羽尾			国光	100			夜須川	100	夜須駅	100	200	300																																				
			羽尾																																																		
		国光	100																																																		
		夜須川	100																																																		
夜須駅	100	200	300																																																		
学校線	(1) 香我美小～山北～西川～東川 <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td>別役</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>下山川 公民館</td><td>100</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>高畔</td><td>100</td></tr> <tr><td>香我美小</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td></tr> </table> (2) 香我美小～徳王子 (全区間) 100 (3) 香我美小～山南 (全区間) 100 (4) 香我美小～岸本 (全区間) 100 (5) 夜須小～細川～国光～羽尾 <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td>羽尾</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>国光</td><td>100</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>細川</td><td>200</td></tr> <tr><td></td><td>夜須川</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr><td>夜須小</td><td>100</td><td>200</td><td>200</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>300</td></tr> </table> (6) 夜須小～夜須駅～埋立～住吉 <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td>住吉</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>夜須駅</td><td>100</td></tr> <tr><td>夜須小</td><td>100</td><td></td><td>200</td></tr> </table>				別役			下山川 公民館	100			高畔	100	香我美小	100	100	200				羽尾			国光	100			細川	200		夜須川	100	100	夜須小	100	200	200				300				住吉			夜須駅	100	夜須小	100		200
			別役																																																		
		下山川 公民館	100																																																		
		高畔	100																																																		
香我美小	100	100	200																																																		
			羽尾																																																		
		国光	100																																																		
		細川	200																																																		
	夜須川	100	100																																																		
夜須小	100	200	200																																																		
			300																																																		
			住吉																																																		
		夜須駅	100																																																		
夜須小	100		200																																																		